

農業近代化資金融通法施行令第3条第1号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める団体を定める件（抄）

平成14年6月21日農林水産省告示第1186号  
改正平成17年4月1日農林水産省告示第677号  
平成18年5月1日農林水産省告示第663号  
平成25年3月15日農林水産省告示第575号  
平成28年3月28日農林水産省告示第864号  
令和8年9月28日農林水産省告示第1490号

農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第3条第1号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の定める団体を次のように定め、平成14年7月1日から施行する。

農業近代化資金融通法施行令（以下「令」という。）第3条第1号の農林水産大臣の定める団体は、次のとおりとする。

- 1 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）その他農業者の組織する法人
- 2 令第1条第10号に掲げる団体

附 則 （令和8年9月28日農林水産省告示第1490号）

この告示は、農業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和8年10月1日）から施行する。